

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	薩摩川内市では、児童手当法に基づき、市内に居住する高校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。 具体的には、 ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に分けて、2か月分ずつ支給) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録する ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知
③システムの名称	Acrocity児童手当、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・口座登録法第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の81の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表の81の項 ・口座登録法第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、児童手当事に関する務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など 	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	システムは、操作の権限付与により管理されている。常に、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、十分に対策はできている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 知識伸一	子育て支援課長	事後	文言修正
平成30年8月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年8月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和6年10月1日	I 関連情報	薩摩川内市では、児童手当法に基づき、市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」が「特例給付」かを判断し、手当を支給する。 具体的には、 ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年3回(6月、10月、2月)に分けて、4か月分ずつ支給) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」が「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知	薩摩川内市では、児童手当法に基づき、市内に居住する高校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。 具体的には、 ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に分けて、2か月分ずつ支給) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録する ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知	事後	
令和7年5月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	番号法第9条第1項 別表の81の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年5月22日	I 関連情報-9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年5月22日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月22日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、児童手当事に関する務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムは、操作の権限付与により管理されている。常に、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、十分に対策はできている。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・口座登録法第9条	事後	PMH導入に伴うもの
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の81の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の81の項 ・口座登録法第9条	事後	PMH導入に伴うもの